

委員 長 報 告 書

さる 3月7日の本会議において、本委員会に付託された

議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、3月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

記

議案第41号は、橋本市民病院が死後処置、いわゆるエンゼルケアにかかる手数料を徴収するため所要の改正を行うものである。

委員から、ご遺族の方が手数料の支払いを拒まれた場合の対応についてただしがあり、同意を頂いた上での処置となるので、同意されない場合は葬儀業者等において処置されるものとするとの答弁がありました。

議案第47号は、高野ロデイサービスセンターについて、現在の指定管理が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、引き続き指定管理者の指定を行うものである。指定管理者の公募を行ったところ、現在の指定管理者である医療法人敬英会の1法人のみから申請があり、指定管理者選定委員会において審査したところ、選定することは妥当との答申があったので、同法人を31年4月1日から36年3月31日までの5年間指定管理者として指定するものである。

委員から、入浴設備が故障したと聞いているが、現状はどうかとのただしがあり、寝たままや座ったまま入浴できる特殊浴槽が故障のため使用していない。介護が必要な方については、複数の職員による介護により一般の浴場で対応している状況であるとの答弁がありました。